慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	平安後期の文章得業生に関する覚書
Sub Title	A few notes on monjô-tokugôshô in the late Heian period
Author	佐藤, 道生(Satō, Michio)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2017
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.113, No.1 (2017. 12) ,p.127- 143
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田坂憲二教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01130001-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平安後期の文章得業生に関する覚書

佐藤　道生

はじめに

平安時代の漢詩文を正しく読解するためには、漢語漢文の解釈以前に知っておくべき事柄がある。その中で重要と思われるものの一つが大学寮の課試制度に関する知見である。というのは、当時の漢詩文作者の大半が大学寮の紀伝道出身者で占められているからである。彼等が任官するまでに辿った径路を知ることは、作品の理解に大いに役立つものと思われる。本稿では、課試制度の中で最も脚光を浴びる存在であった文章得業生（もんじょうとくごうしょう）を取り上げ、それに関わる予備知識とでも言うべきものの幾つかを平安後期の作品の読解にからめて、説明することにしたい。

そこでまず、文章得業生に関する基本的な事柄を先行研究[1]にしたがってさらっておこう。文章得業生（唐名は秀才・茂才）は、元来文章生（もんじょうしょう）二十名の中から成績優秀な二名を推挙によって（稀に候補者数名に試験を課して）選抜した。彼等は紀伝道の事務に携わると共に、数年の勉学を経てのち対策に応じ、これに及第すると将来儒者となる（漢学の専門職に任じられる）道が開かれた。文章得業生の携わる事務とは、例えば寮試（学生から擬文章生になるための試験）に於いて大学

頭・文章博士とともに試博士として合否判定を行なうことや、一年に二度行なわれる釈奠（せきてん）の序者（詩序の執筆者）を務めることなどである。対策に及第するなどして文章得業生に闕員が生じると、事務に支障を来す恐れもあるので、その年の内に補充が行なわれた。文章得業生ははじめ文章生から選ばれていたが、後には給料学生（きゅうりょうがくしょう）から選ばれるようになった。給料学生とは、穀倉院学問料を支給する宣旨を蒙った学生（がくしょう）のことで、定員は文章得業生と同じく二名である。平安後期には勧学院学問料を支給されている者がこれに加わり、文章得業生二名の枠を争った。以上が文章得業生に関して押さえておくべき主な事柄である。

一―一、給料学生から補任される慣例

文章得業生を選ぶに際して、文章生からではなく、給料学生から補任するようになった一大転換の契機は、平安中期、菅原・大江の儒家が起家を排除して儒職を独占しようとした動向と深い関わりがある。[2]『本朝文粋』に収める菅原文時の天暦十年（九五六）十一月二十一日付「請殊蒙天恩被給学問料無位惟熙状（殊に天恩を蒙りて学問料を無位惟熙に給せられむことを請ふ状）」、同じく文時の康保二年（九六五）某月某日付「請殊蒙天恩被給穀倉院学問料無位輔昭状（殊に天恩を蒙りて穀倉院学問料を無位輔昭に給せられむことを請ふ状）」、大江匡衡の長保四年（一〇〇二）五月二十七日付「請被給穀倉院学問料令継六代業男蔭孫無位能公状（穀倉院学問料を給せられ六代の業を男蔭孫無位能公に継がしめむことを請ふ状）」の申文三通（巻六・172～174）は、何れも儒家出身の学生が起家に優先して穀倉院学問料を支給されることを申請する内容を持っている。課試制度の入口に当たる給料学生選抜の段階で定員二名を菅原・大江の両家で独占してしまえば、その二名がそのまま文章得業生に移行して対策に応じることとなるから、儒職に就くのも両家の出身者に限られることになる。平安中期の菅江の儒家は自家の保全を図るために、手を組んでこのような計略を考え出したのである。実際には一条朝に藤原氏北家広業・資業流が、後一条朝に藤原氏の南家及び式家が儒家に加わることになり、紀伝道の勢力図は大幅に書き換えられることになったけれども、給料学生・文章得業生が儒家出身者によって独占される事態に変わりはなかった。例えば『中右記』康

和四年（一一〇二）十二月二十八日条に、式家の藤原令明に秀才宣旨が、北家広業流の藤原有業に給料宣旨が下された記事が見える。これは同年正月十一日に文章得業生藤原行盛（北家広業流）が献策したために文章得業生に闕員の生じたことを承けてのことであり、給料学生の令明が文章得業生に補任され、それに伴って空いた給料学生の枠に学生の有業が入り込むという具合に人事が行なわれたのである。

一―二、菅原清能はどうして学問料を支給されなかったのか

ところで、平安後期には上記のような慣習が定着する一方で、儒者の子弟であっても給料学生・文章得業生になることができず、省試に応じて一旦文章生になってから方略宣旨を蒙って対策に応じる例が間々見受けられる。例えば菅原在良の息子で文章生の清能（一〇七三―一一三〇）は永久二年（一一一四）正月十七日、方略宣旨を蒙って献策している（中右記）。在良は当時、式部大輔という儒者の筆頭で紀伝道を統括する地位にあった。それにも拘わらず、息子の清能を給料学生・文章得業生に補任させることのできなかったのは、一体どのような理由に因るものだろうか。

寛治四年（一〇九〇）四月十九日、堀河天皇は父白河上皇の鳥羽殿に行幸し、その翌日北殿西廊で詩宴を開いた。次に掲げるのは当日賦した大内記菅原在良の詩である。[3]

松樹臨池水　　松樹 池水に臨む

松樹森々久表貞　　松樹森々として久しく貞を表す
況臨池水積齡情　　況や池水に臨みて齡を積む情あり
遮流林月似凌雪　　流れを遮（さいぎ）る林月は雪を凌ぐに似たり
学雨砂風難辨晴　　雨を学ぶ砂風は晴れを辨じ難し
三品蓋陰依岸泛　　三品の蓋（かさ）の陰は岸に依りて泛かぶ

千年緑色與波清　千年の緑の色は波と與(とも)に清し
今陪仙洞翠華幸　今仙洞に陪(はべ)りて翠華幸(みゆき)す
舐犢共思庇下栄　犢を舐めて共に思ふ庇下の栄え

松樹は高くそびえ立ち、永く緑の色を変えないばかりか、池のほとりで樹齢を重ねている。流れの近くに立つ松が月光に照らされて白く輝くさまは、まるで冬の雪に負けまいと堪え忍んでいるかのように見える。浜辺の松に吹く風は雨音を真似るかのような音を立てるので、空が晴れているのか判断しにくい。三品を授けられたという松樹は、笠を伏せたような姿を岸近くの水面に浮かべている。千年の緑を保つという松樹の色は、池の波と同じく清らかだ。今日、天皇が仙洞御所に行幸するという盛大な行事に近侍することができた私は、溺愛する息子たちとともに天皇・上皇の庇護下で繁栄することを切望するばかりだ。

完璧な破題表現を備えた秀逸な句題詩である。ここで問題としたいのは尾聯である。そこには次のような自注が付されている。

愚息善弘、久奏学問料之申文、空漏七箇度之朝恩。同清能、今忝文章生之奉試、偶列二十人之清撰。各浴皇沢、盍(なん)継祖業。故献此句。（愚息善弘、久しく学問料の申文を奏すれども、空しく七箇度の朝恩に漏れたり。同清能、今文章生の奉試を忝くし、偶たま二十人の清撰に列ならむとす。各おの皇沢に浴すれば、盍ぞ祖業を継がざる。故に此の句を献ず。）

ここで在良は二人の息子に家業を継がせたいことを天皇に訴えている。具体的に言えば、兄の善弘には学問料支給の宣旨を、弟の清能には文章生試（省試）及第の宣旨を下して欲しいと懇願しているのである。前者はこの年の正月十六日、文章

得業生藤原友実の対策及第に伴って給料学生に闕員が生じたことを、後者は詩宴の前日に鳥羽殿で放島試（省試）が行なわれたことを踏まえての発言である。結局このあと善弘は給料学生に選ばれず、清能は首尾よく文章生に選ばれたようだが、[4] ともかく父在良の脳裏には、善弘は給料学生から文章得業生を経て対策に応じ、清能は省試に及第した後、文章生から方略宣旨を蒙って対策に応じるという道筋が描かれていたように思われる。

実は、在良の息子には善弘と清能との間に時登（ときのり）（一〇七〇―一一三九）がいる。時登は康和三年（一一〇一）給料学生、嘉承元年（一一〇六）文章得業生、天永元年（一一一〇）対策に及第している。これは兄の目指した径路と同じく、弟の取った径路とは異なる。これらのことから推測するに、優先的に給料学生から文章得業生に進むことのできるという特権には、儒者の長男と次男とに限って適用されるという慣習があったのではなかろうか。

一―三、学問料支給の内挙に関する室町時代の慣例

『桂林遺芳抄』は東坊城和長（一四六〇―一五二九）の編纂した紀伝道故実書である。はるか後代の資料ではあるけれども、右に指摘した儒者の特権を考察する上で有益な記事を含んでいる。それは「一、申学問料事、被尋儒卿例（学問料を申す事、儒卿に尋ねらるる例）」に見られる次の記事である。[5]

曩祖長ー卿請文云、
長勝学問料所望事、桃宮三位款状、加一見返上之。儒卿第二之挙者、皇沢無変之恩也。所内挙無子細。宜在時儀。以此趣可令洩披露給。長ー誠恐謹言。
十二月十八日　　刑部卿長ー
奉行頭左中弁忠光朝臣也。
右一紙、以迎陽御筆蹟注記之畢。

長勝者、淳嗣朝臣之弟也。仍云第二之挙歟。

東坊城長綱の請文に見える「長勝」は菅原（粟田口）長勝。「桃宮三位」はその父長嗣を指す。請文は、「儒卿第二之挙者、皇沢無変之恩也（儒卿による学問料の内挙は二人目までならば天皇の許しが得られる）」のであるから、長嗣が長勝の学問料を内挙することに問題は無いと述べている。つまりこの記事は、長綱の請文を根拠として、儒卿が二度を限度として給料学生を内挙できることを示したものである。[6]

このほか『桂林遺芳抄』には「一、息男両人挙奏事」として、和長が息子の長標・長淳それぞれのために執筆した学問料支給を望む申文を収めている。和長の官位は、長標のための申文（明応五年）には従四位上行少納言兼侍従文章博士大内記越中権介とあり、長淳のための申文（永正九年）には正三位行権中納言兼大蔵卿とあるから、これも儒卿がその息子を二人まで内挙できるという特権を示したものである。この室町時代における儒卿の特権は、遡れば先に見た平安後期の慣習に行き着くのではなかろうか。平安後期、儒者はその息子の学問料支給を二人まで、その成績何如に関わりなく推挙できるという特権を持っていたと思われる。

そのような特権的慣習が存在したとすると、これまで不審に思われていた疑問の幾つかが自ずと氷解する。それは例えば『江談抄』の筆録者である藤原実兼の経歴である。実兼（一〇八五―一一一二）は南家藤原氏貞嗣流、従四位上大学頭季綱の三男。「頗有才智、一見一聞之事不忘却。仍才藝超年歯。（頗る才智有り、一見一聞の事忘却せず。仍りて才藝年歯に超えたり）」（『中右記』天永三年四月四日条）と言われたほどの実兼がどうして給料学生・文章得業生になれず、文章生から対策を狙わなければならなかったのか。私は嘗てその理由を兄友実、父季綱の死没に相次いで遭遇し、庇護者を失ったことに求めたことがある。[7] しかしそうではないことは、これまで述べたことから明らかである。二人の兄、友実（一〇六二―一〇九七）と尹通（一〇八一―一一二二）とが給料学生から文章得業生を経て献策するという径路を辿ったため、父季綱はそれ以上儒者の特権を行使することが出来なかったのである。

二―一、補任から献策までの年限

文章得業生に補任されてから対策に至るまでの年限は、延喜十三年（九一三）に下された宣旨によって七年以上と規定された。『日本紀略』同年五月四日条に「宣旨。諸道得業生課試、七年已上。（宣旨。諸道の得業生の課試、七年已上。）」とある。[8] これ以前は菅原是善が五年（承和二年文章得業生、同六年対策）、菅原道真が四年（貞観九年文章得業生、同十二年対策）、紀長谷雄が三年（元慶五年文章得業生、同七年対策）と概して七年よりも短かったようである。それがどのような経緯から七年以上という年限に定められたのかは明らかではない。

この最短でも七年という規定の適用された最初の一人が大江朝綱（八八六―九五七）であった。朝綱は延喜十一年文章生、十六年文章得業生、二十二年対策と、たしかに文章得業生になってから対策までに七年を要している。[9]

延喜十六年九月九日、醍醐天皇は紫宸殿で重陽宴を催し、群臣に「寒雁識秋天」の詩題で詩を賦することを課し、文章得業生に補任されたばかりの朝綱に詩序の執筆を命じた。朝綱の詩序は名文の誉れ高く、『本朝文粋』巻十一（339）に収められている。朝綱はその末尾に謙辞を置き、

材異櫟樟、待七年而有媿、栄同菊蕊、楽一日之逢恩。（材は櫟樟（よしやう）に異なる、七年を待たむとして媿（はぢ）有り、栄は菊蕊に同じ、一日の恩に逢ふことを楽しぶ。）＝クスノキに喩えられるような才能は私には無い。クスノキと同じく七年後に良材と認められる（対策に及第する）ことを待ち望んでいるけれども、才無きことを恥ずかしく思う。身に余る光栄は菊花と同じだ。今日、天子の恩沢に逢えたことをうれしく思う。

と「櫟樟」の語を用いて自らが文章得業生の境遇にあることを述べている。櫟樟とは植物のクスノキのことであり、

梗枏豫章之生也、七年而後知。故可以為棺舟。（梗枏（べんなん）豫章の生ずるや、七年にして後に知る。故に以つて棺舟と為す可し。）＝始め梗枏と豫樟とは見た目は同じだが、七年経つと区別が付くようになる。だから梗枏は棺桶にしか使えないが、良木の豫章は舟の材に用いることができる。

という『淮南子』脩務訓の知識をその背後に持つ（豫章は、豫樟・櫟樟と表記することがある）。中国ではこの典故を踏まえて、例えば『文選』巻五十三所収、嵇康の「養生論」では、

夫至物微妙、可以理知、難以目識。譬猶豫章生七年、然後可覚耳。（夫れ物の微妙に至りては、理を以つて知りぬ可し、目を以つて識ること難し。譬へば猶ほ豫章の生じて七年にして、然る後に覚る可きがごときのみ。）＝物事の微妙なことは、道理で理解することはできるけれども、目で認識することは難しい。たとえば豫章の木が七年経って、ようやく判別できるようなものだ。

また『白氏文集』巻二・0090「寓意詩五首其一」では、

豫樟生深山、七年而後知。（豫樟 深山に生ず、七年にして後に知る。）

などと表現される。このように中国の詩文では、「櫟樟」は晩成の象徴として用いることが多い。朝綱は、それを踏まえつつも、文章得業生が献策までに要する年限と、櫟樟が良材であると判別できるまでの年限とが同じであることから（つまり規定の七年から櫟樟を連想して）、文章得業生である我が身を櫟樟に重ねてみせたのである。これは規定直後に文章得業生に補された朝綱なればこそ作り出すことのできた秀句と言えるのではなかろうか。こうして我が国では、「櫟樟」は文章得

業生を指す語として用いられることとなった。この比喩表現は、言うまでもなく文章得業生の献策するまでの期間が七年であることを前提とする。

二―二、年限の短縮

七年にいったん決まった年限は、延喜年間から時を経ずして守られなくなり、再び短縮されることになった。ここにも儒家の思惑が見え隠れしている。村上朝から後朱雀朝にかけての儒者に就いて見ると、大江斉光が四年（天暦八年文章得業生、同十一年対策）、菅原輔正が五年（天暦四年文章得業生、同八年対策）、大江匡衡が四年（貞元元年文章得業生、天元二年対策）、藤原広業が二年（長徳三年文章得業生、同四対策）、藤原資業が三年（長保五年文章得業生、寛弘二年対策）、藤原実政が四年（長暦元年文章得業生、長久元年対策）と区々だが、延喜以前の旧態に復したと見ることができよう。この状況を目の当たりにして朝綱は嘆息したに相違ない。「ああ、延喜十三年の宣旨が恨めしい。あの宣旨が下されなければ、俺はもっと早く対策に及第できたのに」と。そして、また同時にこうも言ったに相違ない。「あの宣旨が下されていたからこそ、俺は櫟樟の秀句を作ることができたのだ」と。

この年限の定まらない状況に終止符を打ったのが寛治元年（一〇八七）の宣旨である。『本朝世紀』同年十二月二十八日条に「諸道得業生課試、以五年可為限之由、被下宣旨於官方了。（諸道の得業生の課試、五年を以つて限りと為す可きの由、宣旨を官方に下され了んぬ。）」とあり、文章得業生の課試までの年限が改めて五年と定められたのである。左表に示したとおり、たしかに寛治以降は五年に落ち着いている。しかしそれも崇徳朝の天治以降になると、さらに短縮されて三年になるのである。[10]

任文章得業生年時・対策年時一覧表

氏名	所属曹司	任文章得業生年時	対策年時	文章得業生在任期間
藤原国資	西	寛治元年（一〇八七）十二月二十八日	寛治五年（一〇九一）十二月二十四日	五年
藤原敦光	東	寛治四年（一〇九〇）十二月三十日	寛治八年（一〇九四）六月五日	五年
藤原実光	西	寛治五年（一〇九一）十二月二十九日	嘉保二年（一〇九五）十二月五日	五年
藤原宗光	西	文章生から方略宣旨を蒙る	承徳二年（一〇九八）二月三日	—
大江有元	東	嘉保元年（一〇九四）十二月二十八日	承徳二年（一〇九八）二月三日	五年
藤原永実	東	嘉保二年（一〇九五）十二月二十八日	承徳三年（一〇九九）正月十五日	五年
藤原行盛	西	承徳二年（一〇九八）三月二十一日	康和四年（一一〇二）正月十一日	五年
大江匡時	東	康和元年（一〇九九）十二月二十九日	康和五年（一一〇三）六月三日	五年
藤原令明	東	康和四年（一一〇二）十二月二十八日	長治三年（一一〇六）正月十九日	五年
藤原尹通	東	康和五年（一一〇三）十二月二十九日	嘉承二年（一一〇七）正月十日	五年
菅原時登	西	嘉承元年（一一〇六）五月二十日	天永元年（一一一〇）正月十六日申請	五年
藤原有業	西	嘉承三年（一一〇八）正月二十九日見任	天永二年（一一一一）正月八日	（五年）
藤原資光	西	天永元年（一一一〇）	永久二年（一一一四）正月十一日	五年
菅原清能	西	文章生から方略宣旨を蒙る	永久二年（一一一四）正月十七日	—
藤原顕業	西	天永二年（一一一一）十二月三十日	永久三年（一一一五）	五年
藤原国能	西	永久二年（一一一四）十二月三十日	永久六年（一一一八）三月二十七日	五年
大江匡周	東	永久四年（一一一六）	元永元年（一一一八）十一月二十六日	三年
藤原永範	東	元永元年（一一一八）十二月三十日	保安三年（一一二二）二月二日	五年
藤原能兼	東	元永元年（一一一八）十二月三十日	保安三年（一一二二）	五年

大江時賢	東	保安三年（一一二二）十二月二十九日	天治元年（一一二四）十一月十七日	三年
藤原茂明	東	保安三年（一一二二）十二月二十九日	天治元年（一一二四）十一月二十一日	三年
藤原知道	？	（天治元年一一二四）	大治元年（一一二六）十二月二十八日	三年
藤原有盛	西	（天治元年一一二四）	大治元年（一一二六）十二月二十八日	三年
藤原資憲	西	（大治元年一一二六）	大治三年（一一二八）正月十四日	三年
藤原有光	東	（大治元年一一二六）	大治三年（一一二八）正月十四日	三年
菅原宣忠	西	文章生から方略宣旨を蒙る	大治五年（一一三〇）正月二十六日方略宣旨	—
藤原範兼	東	大治三年（一一二八）十二月二十九日	大治五年（一一三〇）十二月三十日	三年
藤原永光	東	（大治三年一一二八）	大治五年（一一三〇）十二月三十日	三年
藤原資長	西	保延元年（一一三五）八月一日	保延三年（一一三七）六月二十六日	三年
藤原敦任	東	保延元年（一一三五）八月一日	？	
藤原俊経	西	保延三年（一一三七）八月	保延五年（一一三九）三月十三日	三年
藤原俊憲	東	康治元年（一一四二）七月二十四日	天養元年（一一四四）二月二十六日	三年

二―三、「櫟樟」の表現――朝綱以後

それでは、こうした変化に伴って、「櫟樟」は文章得業生を表す語として用いられなくなったのであろうか。否、そうではない。朝綱以後の「櫟樟」の用例を辿ってみよう。

現存資料に関する限り、朝綱以後で最も早いのは、長徳四年（九九八）十二月、弓削（大江）以言（九五五―一〇一〇）の藤原広業（九七六―一〇二八）に対する策問「松竹策」（『本朝文粋』巻三・087）に見える用例である。策問では問頭博士が第二問の末尾に対策者に対して、その学才を讃える文言を置く慣わしがある。次に掲げるのはその部分である。

子仙籍是重、暫降蓬萊万里之雲、高材不拘、誰待櫟樟七年之日。（子、仙籍是れ重し、暫く蓬萊万里の雲より降れり、高材拘はらず、誰か櫟樟七年の日を待たむ。）＝蔵人という重い地位を得ているあなたは、（献策のために）しばらく雲の上の内裏から降りてきた。高才の持ち主なのだから、献策まで七年という年限を待つことはなかろう。

広業は長徳二年（九九六）十二月六日文章生、同三年正月八日蔵人、十二月二十九日文章得業生、同四年十二月二十六日対策に及第している。文章得業生になった翌年に献策するという破格の待遇に対して、規定の七年という年限に拘泥する必要はないと以言は述べている。

大江匡衡（九五二―一〇一二）の「述懐古調詩一百韻」（『江吏部集』巻中）は自身の半生を回顧した長篇詩で、以言の策問に少し遅れる頃の作である。ここにも「櫟樟」の語が見える。

明年挙秀才、豫樟期七年。二十八献策、徴事玄又玄。（明くる年秀才に挙げらる、豫樟七年を期す。二十八にして献策す、徴事は玄の又た玄。）

文章生になった翌年、貞元元年（九七六）文章得業生に抜擢され、七年の研鑽を期したが、四年を経た二十八歳の天元二年（九七九）、難問を解いて対策に及第した、とある。「徴事」は策問中に課された幾つかの小問のことで、「玄又玄」はそれが難解だったの意である。

これら二首では、「櫟樟」とともに「七年」の語が文中に提示されていることからも明らかなように、七年という規定年限が強く意識されている。恐らく延喜十三年の宣旨の規定が依然として儒者の脳裏から消えず、某かの影響力を残していたのであろう。

下って『本朝無題詩』には三例が見出される。次に掲げるのは巻五（316）所収、藤原明衡（？―一〇六六）の「初冬書懐」と題する勒韻詩の一聯である。

櫟樟期学齢方暮、燈燭積功漏幾深。（櫟樟 学を期して齢（よはひ）方に暮れたり、燈燭 功を積めども漏幾くか深からむ。）＝文章得業生として学問の成就（対策に至ること）を期待しているうちに年老いてしまった。燈燭料を支給されて夜学の功を積んだけれども、徒らに時が過ぎるばかりで、学問は深まらなかった。

明衡が文章得業生になった年時は明らかではないが、対策に及第したのは長元五年（一〇三二）のことである。これはその直前の作であろう。下句の「燈燭」は燈燭料（学問料）の意を掛け、明衡が長和三年（一〇一四）穀倉院学問料を支給されたことを踏まえる。次はその息子の藤原敦基（一〇四六―一一〇六）の「賦残菊」（『本朝無題詩』巻二・54）の最後の一聯である。

凡材適接賢材客、還恥詞林慕櫟樟。（凡材適たま賢材の客に接す、還りて恥づ 詞林に櫟樟を慕ふことを。）＝今日、凡才の私は幸い賢才の方々に接することができたが、文章得業生になろうなどと高望みしている自分を却って恥ずかしく思うばかりだ。

詠物詩の末尾にはこのような述懐句の置かれるのが常道である。敦基が文章得業生になった時期は、明衡と同じく明らかではない。但し『朝野群載』巻十三には、康平四年（一〇六一）十一月十五日、文章博士藤原実範以下、勧学院学堂に列なる十人が連名で敦基を文章得業生の闕に補任することを申請した奏状が収められている。敦基の詩はその前後の時期の作であろうか。これら明衡・敦基の用例では、先に見た以言・匡衡よりも一、二世代後れるからであろうか、「櫟樟」はたんに

文章得業生の意に用いられているに過ぎず、七年という規定年限は忘れ去られたかのような印象を受ける。ここで「櫟樟」の語の典故とされているのは本来の『淮南子』脩務訓では無く、むしろ文章得業生の意に結び付けた朝綱の詩序の秀句の方であったように思われる。

尚、『本朝無題詩』巻二には、大江匡房による敦基と同題の詩があり、そこにも「櫟樟」の語が見出される。

孤叢後尽同松柏、五美晩成類櫟樟。（孤叢の後（おく）れて尽くるは松柏に同じ、五美の晩（おそ）く成るは櫟樟に類（たぐ）ふ。）＝残菊が最後まで散らないのは、松柏と同じだ。残菊が晩成という君子の徳を兼ね備えているのは、クスノキに似ている。[11]

この匡房の詩では、「櫟樟」は文章得業生の意に用いられてはいない。櫟樟に残菊と同じ晩成の美徳を認めたもので、先に見た『文選』や『白氏文集』に列なる用例である。

最後に、年限を五年に短縮する宣旨の下された寛治元年以降の用例を挙げておこう。『詩序集』所収、藤原永範（一一〇三―一一八〇）の「月下客衣冷詩序」の末尾、序者の謙辞に次のようにある。

如予者、燈燭奉試之昔、早挑恩光於二六之年齢、櫟樟待運之今、将顕佳名於七廻之涼燠。（予の如き者は、燈燭奉試の昔、早やかに恩光を二六の年齢に挑け、櫟樟運（めぐり）を待つの今、将に佳名を七廻の涼燠に顕さむとす。）＝私は学問料支給のための試験を受けた昔、わずか十二歳で及第するという天子の恩恵に浴したが、文章得業生として献策の順番を待っている今、七年の研鑽の成果として対策及第の名誉を勝ち取りたいと思う。

永範は永久二年（一一一四）十二月三十日、権中納言藤原忠通邸で度々催された当座の詩会でその詩才を発揮したことにより、勧学院学問料を支給されることになり、その後、元永元年（一一一八）十二月三十日文章得業生、保安三年（一一二

二）二月二日献策している。この詩序は恐らく対策直前の保安二年頃の作であろう。この時すでに文章得業生になってから献策までの年限が五年となっている（建前の上でも七年ではない）にも拘わらず、ことさらに「櫟樟」の語を用いて文章得業生であることを言うのは、儒者・文人の間で「櫟樟」が文章得業生を言う常套句として定着していたからである。それは偏えに朝綱の功績によるものであったことは言うまでもない。それだけ朝綱の「材異櫟樟」句が先蹤として大きな存在だったのである。

二―四、和習漢語

我が国では古来中国文化を摂取するために漢語・漢文を学んだ。漢語は中国伝来のものが大半を占めるが、それとは別に日本人が新たに作り出した漢語も存在した[12]。今これを和製漢語などと呼び慣わしている。本稿で取り上げた、文章得業生の意を持つ「櫟樟」の語はそれともまた異なる。中国伝来の漢語に日本独自の意味を新たに附加して用いた言葉である。強いて名づければ「和習漢語」であろうか[13]。和製漢語にしても、和習漢語にしても、誰がそれを作り出したのか、創始者を突き止めることは極めて難しい。その中で「櫟樟」は数少ない例外に属する。大江朝綱がこの語を作り出すことのできたのは、前述したとおり、たまたま課試までの年限が定められた直後に文章得業生に補任されるという、偶然の産物であった。しかし、「櫟樟」と「文章得業生」とを「七年」の共通項を媒介にして結び付けることのできたのは、やはり朝綱にすぐれた文才があってこその快挙であったと考えられる。

ただ、朝綱にとって唯一残念なことは、「材異櫟樟」の句が後代の『和漢朗詠集』を始めとする秀句選に全く摘句されなかったことだ。されば、朝綱を踏まえた以言の「誰待櫟樟七年之日」の句の方が先に『新撰朗詠集』（禁中・483）に採られることになったのは、何とも皮肉な結果と言うほかあるまい。

注

1、桃裕行『上代学制の研究〔修訂版〕』（桃裕行著作集第一巻、思文閣出版、一九九四年）。

2、儒家による起家の排斥については、大曾根章介「大江匡衡」（『大曾根章介日本漢文学論集』第二巻、汲古書院、一九九八年。初出は一九六二年）、同「藤原明衡の壮年時代」（『王朝漢文学論攷』、岩波書店、一九九四年。初出は一九七三年）などを参照されたい。

3、簡単な語釈を施す。○**森々**　松の高くそびえ立つさま。〔百二十詠、松〕鬱々高山表、森々幽澗陲。（鬱々たり高山の表（うへ）、森々たり幽澗の陲（ほとり）。）○**表貞**　貞節の意志を表明する。○**遮流**　松が池水の流れを遮るように、接近して生えている。○**林月**　木の間の月。ここでは、松が月光を浴びて白く輝いていることを言う。○**凌雪**　松樹が雪をものともしない（枯れない）。雪に負けない。〔李白、贈章侍御黄裳二首其一〕太華生長松、亭亭凌霜雪。（太華に長松生ず、亭亭として霜雪を凌ぐ。）○**学雨**　風が樹木を吹く音を雨に喩えた。〔中右記部類紙背漢詩集、松竹有清風、藤原明衡〕淇園迎夏忘炎景、秦嶺当晴学雨音。（淇園　夏を迎えて炎景を忘る、秦嶺　晴れに当りて雨音を学ぶ。）〔千載佳句、水樹〕長潭五月含氷気、孤檜終宵学雨声。（方干、陶祥校書陽隠居（全唐詩は陶詳校書陽羨隠居に作る）（長潭は五月に氷気を含めり、孤檜は終宵（よもすがら）雨声を学ぶ。）○**三品**　松を指す。松の位階を三品とする典拠は未詳。〔白居易、2795 従龍潭寺至少林寺題贈同遊者〕九龍潭月落杯酒、三品松風飄管絃。（九龍潭の月　杯酒に落つ、三品松の風　管絃を飄す。）○**蓋陰**　傘のような（枝葉の）形。〔百二十詠、松〕千歳蓋影披。（千歳にして蓋影披（ひら）く。）○**千年**　松が千年の樹齢を保つこと。〔百二十詠、松〕千歳蓋影披。〔註〕松樹千年、枝偃如蓋。（千歳にして蓋の影披く。〔註〕松樹千年にして、枝の偃（ふ）すこと蓋の如し。）○**仙洞**　仙人の住みか。転じて上皇の御所。○**翠華**　翡翠の羽で飾った天子の旗。〔文選　巻八、上林賦、司馬相如〕建翠華之旗、樹霊鼉之鼓。（翠華の旗を建て、霊鼉（れいた）の鼓を樹つ。）〔白居易、0145 驪宮高〕翠華不来歳月久、牆有衣兮瓦有松。（翠華来たらず　歳月久し、牆に衣有り　瓦に松有り。）〔白居易、0596 長恨歌〕翠華搖搖行復止、西出都門百餘里。（翠華搖搖として行きて復た止まる、西のかた都門を出づること百餘里。）○**舐犢**　親が我が子を溺愛する喩え。〔後漢書、楊彪伝〕後子修為曹操所殺。操見彪問曰、公何瘦之甚。対曰、愧無日磾先見之明。猶懐老牛舐犢之愛。操為之改容。（後に子の修、曹操の殺す所と為る。操、彪を見て問ひて曰はく、公何ぞ瘦せたることの甚だしきや、と。対へて曰はく、愧づらくは日磾（じつてい）の先見の明無し。猶ほ老牛の犢を舐むるの愛を懐く、と。操、之れが為めに容を改む。）日磾は漢の金日磾。我が子が堕落したのを見て、これを殺した。○**庇下栄**　堀河天皇・白河上皇の庇護の下で繁栄を迎えること。

4、善弘は、『尊卑分脈』菅原氏系図に「正六位上、二条院判官代。非儒。不孝于父、没落肥前国。号小倉冠者」とあり、結局儒業を継がなかった。清能はこのとき（寛治四年）文章生になったと思われる。その省試判は四月二十七日、五月四日に行なわれ、八人が及第した（中右記）。清能は正五位下文章博士に至る。大治五年（一一三〇）五月十八日卒、五十八歳（中右記）。

5、ブライアン・スタイニンガー氏の御教示による。

6、末尾の三行は請文に対する撰者和長の補足説明である。「右一紙、迎陽御筆蹟を以つて之れを注記し畢んぬ」とあるのは、その直前の「奉行頭左中弁忠光朝臣也」（一紙に書かれていたのであろう）が元来東坊城秀長によって注記されていたことを言ったものである。奉行の柳原忠光の官職を「頭左中弁」と記すことから、この請文が延文四年（一三五九）か五年のものであることが分かる。このとき長嗣はすでに従三位非参議であり、たしかに「儒卿」であった。

7、拙稿「『朗詠江註』と古本系『江談抄』」「『古事談』と『江談抄』」（『三河鳳来寺旧蔵暦応二年書写 和漢朗詠集 影印と研究』、勉誠出版、二〇一四年）。

8、『延喜式』にも同様の記載が見られる（巻十八・巻二十）。尚、奈良時代から平安時代前期までの紀伝道関係の史料は、古藤真平編『紀伝道研究史料集――文武朝～光孝朝――』（古代学協会、二〇一六年三月）に網羅されているので、参照されたい。

9、『公卿補任』天暦七年条、参議に昇進した従四位上大江朝綱の尻付に「延喜十一年補文章生〈廿六〉。十六年三廿八丹波掾〈文章得業生〉。……廿二年策。……」とあるに拠った。但し、小野泰央「大江朝綱論」（『平安朝天暦期の文壇』、風間書房、二〇〇八年）に指摘されるように、延喜十六年より前に文章得業生になった可能性もある。

10、『中右記』長治二年（一一〇五）三月十六日条は、文章得業生藤原尹通が五年の年限を三年に短縮して課試に応じたい旨を申請し、それを陣定で僉議したことを伝えている。「人々多可限三年之由僉議。（人々多く三年を限る可きの由、僉議す。）」とあるが、結局尹通の申請は却下されたようである。尹通はそれから二年後の嘉承二年（一一〇七）正月に献策している。

11、「五美」は『藝文類聚』巻八十一、菊に「魏鍾会菊花賦云、夫菊有五美焉。黄華高懸、准天極也。純黄不雑、后土色也。早植晩登、君子徳也。冒霜吐穎、象勁直也。流中軽体、神仙食也」とある。傍線部が「晩成」に当たる。

12、佐藤喜代治『日本の漢語―その源流と変遷―』（角川書店、一九七九年）を参照されたい。

13、和習については、神田喜一郎「和習談義」（『墨林閒話』、岩波書店、一九七七年）を参照されたい。